

追 加 目 次

議案第78号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第79号	訴えの提起について	7
議案第80号	訴えの提起について	8
議案第81号	訴えの提起について	9
議案第82号	平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について	10
議案第83号	平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	10

議案第78号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 6 月23日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「昭和57年法律第80号」の次に「。以下「高確法」という。」を加える。

第4条中「100分の8.36」を「100分の8.89」に改める。

第15条を第29条とし、第14条を第28条とする。

第13条第1項中「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者のうち、市長において」を「次の各号のいずれかに該当する者のうち、」に改め、同項に次の2号を加える。

災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高確法の規定による被保険者になった者に限る。）の被扶養者であった者

(7) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者と

ならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

第13条第2項中「減免を受けようとする事由を記載した申請書を」を「次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して」に改め、同項に次の3号を加える。

氏名及び住所

納期限及び税額

減免を受けようとする理由

第13条を第27条とする。

第12条中「及び第10条の9第1項の規定によって国民健康保険税を徴収する場合において納税者に交付する納税通知書は、規則で定める様式による」を「の様式は、市長が別に規則で定める」に改め、同条を第26条とする。

第11条の4を第25条の2とし、第11条の3を第25条とする。

第11条の2中「(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第11条の4において同じ。)」を削り、「第11条の2」を「第24条の2」に改め、同条を第24条の2とする。

第11条第1号ア中「1万2,740円」を「1万3,650円」に改め、同号イ(ア)中「1万1,690円」を「1万2,320円」に改め、同号イ(イ)中「5,845円」を「6,160円」に改め、同号イ(ウ)中「8,768円」を「9,240円」に改め、同号ウ中「7,420円」を「8,610円」に改め、同号エ中「8,400円」を「9,590円」に改め、同条第2号ア中「9,100円」を「9,750円」に改め、同号イ(ア)中「8,350円」を「8,800円」に改め、同号イ(イ)中「4,175円」を「4,400円」に改め、同号イ(ウ)中「6,263円」を「6,600円」に改め、同号ウ中「5,300円」を「6,150円」に改め、同号エ中「6,000円」を「6,850円」に改め、同条第3号ア中「3,640円」を「3,900円」に改め、同号イ(ア)中「3,340円」を「3,520円」に改め、同号イ(イ)中「1,670円」を「1,760円」に改め、同号イ(ウ)中「2,505円」を「2,640円」に改め、同号ウ中「2,120円」を「2,460円」に改め、同号エ中「2,400円」を「2,740円」に改め、同条を第24条とする。

第10条の10第1項中「第12条」を「第26条」に改め、同条を第23条とする。

第10条の9を第22条とする。

第10条の8第1項中「第9条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第21条とする

第10条の7第1号中「第10条の2第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第10条の6を第19条とする。

第10条の5中「通知した」を「通知をした」に改め、同条を第18条とする。

第10条の4を第17条とし、第10条の3を第16条とし、第10条の2を第15条とする。

第10条第1項中「第11条」を「第24条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 9 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者に特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2及び第25条の2において同じ。)となった者がある場合には、特例対象被保険者等となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第3条第1項の額を特例対象被保険者等となった者が特例対象被保険者等でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第10条を第14条とする。

第9条第3項中「第10条」を「次条」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「第10条の2、第10条の6及び第10条の7」を「第15条、第19条及び第20条」に改め、同条を第12条とする。

第7条を第11条とする。

第6条の2中「1万2,000円」を「1万3,700円」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「100分の3.29」を「100分の3.64」に改め、同条を第9条とする。

第5条の2中「1万600円」を「1万2,300円」に改め、同条を第8条と

する。

第 5 条中「100分の3.45」を「100分の3.96」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条の 3 第 1 号中「第11条」を「第24条」に、「1 万6,700円」を「1 万7,600円」に改め、同条第 2 号中「8,350円」を「8,800円」に改め、同条第 3 号中「1 万2,525円」を「1 万3,200円」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条の 2 中「1 万8,200円」を「1 万9,500円」に改め、同条を第 5 条とする。

附則第 6 項中「第11条」を「第24条」に改める。

附則第 7 項中「第 5 条、第 6 条及び第11条」を「第 7 条、第 9 条及び第 24 条」に、「第11条」を「第24条」に改める。

附則第 8 項中「第 5 条、第 6 条及び第11条」を「第 7 条、第 9 条及び第 24 条」に、「第11条」を「第24条」に改める。

附則第10項中「第 5 条、第 6 条及び第11条」を「第 7 条、第 9 条及び第 24 条」に、「第11条」を「第24条」に改める。

附則第14項中「第 5 条、第 6 条及び第11条」を「第 7 条、第 9 条及び第 24 条」に、「第11条」を「第24条」に改める。

附則第16項中「第 5 条、第 6 条及び第11条」を「第 7 条、第 9 条及び第 24 条」に、「第11条」を「第24条」に改める。

附則第17項中「第 5 条、第 6 条及び第11条」を「第 7 条、第 9 条及び第 24 条」に、「第11条」を「第24条」に改める。

附則第18項中「第 5 条、第 6 条及び第11条」を「第 7 条、第 9 条及び第 24 条」に、「第11条」を「第24条」に改める。

附則第19項を附則第20項とし、附則第18項の次に次の 1 項を加える。

（平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

19 当分の間、平成22年度以降の第27条第 1 項第 2 号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第79号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

市営住宅の家賃支払債務を承継し、かつ、市営住宅を権原なく占有している者

2 請求の要旨

相手方は、父の死亡に伴い父が滞納していた市営住宅の家賃の支払債務を相続したがこれを支払わず、また、市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にもかかわらず退去しなかった。

そこで、本市は、相手方に対し市営住宅明渡請求書を送付し、市営住宅の明渡しの請求を行った。

しかし、相手方はその後も明渡しをしないため、本市は、相手方に対し建物明渡請求並びに未払家賃（相手方の亡父に係る相続債務）及び明渡しまでの家賃相当損害金の支払請求の訴えを提起するものである。

3 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

平成26年6月23日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第80号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者（以下「滞納者」という。）及び連帯保証人

2 請求の要旨

滞納者は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、本市の再三にわたる催告にもかかわらずこれを支払わなかった。

そこで、本市は、滞納者に対し市営住宅明渡請求書を送付し、市営住宅の明渡しの請求をしたところ、滞納者は家賃納付の誓約をしたが、それを履行しなかったことから、改めて市営住宅明渡請求書を送付し、明渡しの請求を行った。

しかし、滞納者はその後も明渡しをしないため、本市は、滞納者に対し建物明渡請求の訴えを、また、滞納者及び連帯保証人に対し未払家賃及び明渡しまでの家賃相当損害金の支払請求の訴えを提起するものである。

3 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

平成26年6月23日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第81号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者（以下「滞納者」という。）及び連帯保証人

2 請求の要旨

滞納者は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、本市の再三にわたる催告にもかかわらずこれを支払わなかった。

そこで、本市は、滞納者に対し市営住宅明渡請求書を送付し、市営住宅の明渡しの請求を行った。

しかし、滞納者はその後も明渡しをしないため、滞納者に対し建物明渡請求の訴えを、また、滞納者及び連帯保証人に対し未払家賃及び明渡しまでの家賃相当損害金の支払請求の訴えを提起するものである。

3 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

平成26年6月23日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

- | | |
|--------|---|
| 議案第82号 | 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について
（予算書別紙添付） |
| 議案第83号 | 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付） |